（記入例）

東京都知事　第　000100　号 －

［東京都知事登録第000100号の場合］

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事（空知）
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事（上川）
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事（留萌）
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事（宗谷）
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事（オホ）
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事（胆振）
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（日高）
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（十勝）
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（釧路）
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事（後志）	北海道知事（根室）

5　第四面関係

業務の運営に関する基本原則、業務の種別及び内容、業務執行の方法、利害関係人との取引に係る手続等、不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

6　第五面関係

「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

7　第六面関係

電子取引業務を遂行するための体制として、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。